

事務連絡
令和2年6月4日

利用者、家族 各位

(地域密着型) 特別養護老人ホームにお荘
施設長 滝口 正志
(公 印 省 略)

面会制限の緩和について (お知らせ)

拝啓 初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、にお荘の運営に、ご理解、ご支援頂きありがとうございます。

さて、令和2年2月25日付文書でお知らせした面会制限についてですが、全国老人福祉施設協議会が示した「面会に関する指針」を参考として、今後は条件付きにて、当施設の別室において面会を可能とさせていただきます。

つきましては、別紙の通り面会に関する条件をお伝えさせていただきます。長期間にわたり、面会制限をさせていただき、ご迷惑、ご心配をお掛けし申し訳ありませんでした。

又、ご不明な点がございましたら、お問い合わせくださいますよう、宜しくお願い致します。

なお、この取り扱いは現時点のものであり、今後の感染の状況に応じ、適宜必要な見直しをさせていただくこともありうることを、予めご承知おきください。

—問い合わせ先—

(地域密着型) 特別養護老人ホームにお荘
土井、門田

TEL0875-82-5051

面会についてのお願い

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)については、各地域で感染が蔓延しており、未だ治療方法が確立していないことから利用者、ご家族のみなさまもご不安なことと存じます。

特に、高齢者や基礎疾患を有する方については重症化することが分かっており、外部の方々との接触による感染は避けなければなりません。厚生労働省からの対応の方向性の趣旨を踏まえつつ、いくつかの条件が確認できた場合について面会についてご対応させていただきます。

ただし、近隣地域の感染拡大等により、改めて制限についてお願いをする場合がありますので、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

【簡易チェック項目】 *その他、施設側で気に係る事項があればご確認させていただく場合があります。

- 過去2週間内の発熱がありません
- 本日の体温は（ ℃）で平温（入口でも検温いたします）
- マスクを着用しています
- 15分程度の面会となることを了承しました
- 面会人数は最小限です
- 面会前後の手指消毒を徹底します
- 現在、緊急事態宣言の解除から十分な時間の経過していない、感染リスクの残る都道府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道（7/9迄）、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、石川、福岡、茨城（6/18迄））に居住・勤務していません
- 抱擁は行わないようにします
- 涙や鼻水を拭うなどの行為をしないようにします
- 過去、2週間以内に感染者等との接触はありません
- 新型コロナウイルス感染症には感染していません（過去に感染し回復した場合には、お申し出ください）

上記チェック項目に相違ありません。
面会相手(利用者)
面会者



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会について

JS 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

本会は、全国約11,000事業所の会員からなる高齢者福祉・介護の事業者団体です。研修を通じた質の向上や、調査研究を通じて厚生労働省に対して政策提案等を行っています。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

MAIL: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp